



阪神水道企業団公報

令和8年8月17日(月)

第406号

毎月15日発行

目 次

◇条 例◇

○阪神水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例

◇訓 令◇

○阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

○阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 令和8年第1回阪神水道企業団議会臨時会の招集
- 令和7年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告
- 阪神水道企業団監査委員の選任
- 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

◇監査公表◇

○阪神水道企業団監査基準の変更

◇条 例◇

阪神水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月7日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団条例第2号

阪神水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定例監査） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による監査（以下「定例監査」という。）は、毎年<u>1月から3月までの間</u>にこれを行う。	（定例監査） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による監査（以下「定例監査」という。）は、毎年<u>2月</u>にこれを行う。

2 <u>前項の規定による定例監査を行うときは、実施前10日までに、その旨を企業長に通知しなければならない。</u> (監査の請求又は要求による監査) 第4条 <u>法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第242条第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第34条の規定により準用される法第243条の2の9第3項並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u> (決算等の審査意見) 第5条 <u>法第150条第6項、第241条第5項及び地公企法第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査の意見は、審査終了後、速やかに、これを企業長に提出しなければならない。</u> (例月出納検査) 第6条 <u>法第235条の2第1項の規定による出納検査は、毎月月末にその前月分について行う。ただし、その日が阪神水道企業団の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる休日に当たるとき、又はやむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u> (臨時監査) 第7条 <u>法第199条第2項、第5項及び第7項並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、監査の期日前7日までに、その旨を企業長に通知</u>	2 <u>前項の定める定例監査を行うときは、実施前10日までに、その旨を企業長に通知しなければならない。</u> (監査要求による監査) 第4条 <u>法第98条第2項又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u> (決算の審査) 第5条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による決算並びに証書類、当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）で定めるその他の書類の審査についての意見は、審査終了後、速やかに、これを企業長に提出しなければならない。</u> (例月出納検査) 第6条 <u>法第235条の2第1項の規定による出納検査は、毎月月末にこれを行う。ただし、その日が阪神水道企業団の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる休日に当たるとき、又やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u> (臨時監査) 第7条 <u>法第199条第5項の規定による監査を行うときは、監査の期日前7日までに、その旨を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。</u>
--	--

しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(公表)

第9条 監査委員の公表しなければならない事項の取扱いに関しては、監査委員において特に必要があると認めたものを除くほか、阪神水道企業団公告式条例（昭和35年条例第1号）を準用する。

(公表)

第9条 監査委員の公表しなければならない事項の取扱いに関しては、監査委員において特に必要があると認めたものを除くほか、阪神水道企業団公告式条例（昭和35年3月条例第1号）を準用する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和8年9月23日までの間、改正後の阪神水道企業団監査委員条例第4条の規定の適用については、同条中「法第243条の2の9第3項」とあるのは「法第243条の2の8第3項」とする。

◇訓

令◇

訓令第2号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月21日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団決裁規程（平成6年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(企業長決裁) 第4条 省略 2 省略 (1)～(26) 省略	(企業長決裁) 第4条 省略 2 省略 (1)～(26) 省略

- (27) 1件1億円を超える工事、修繕及び業務委託の執行の決定及び請負契約並びにこれらの変更並びに検収に関すること。
- (28) 1件3,000万円を超える物件の調達決定及び契約並びにこれらの変更並びに検収に関すること。
- (29) 予定賃貸借料の年額又は総額が300万円を超える物件の貸借決定及び契約並びにこれらの変更に関すること。
- (30) 省略
- (31) 1件3,000万円を超える物品の購入及び修繕に係る執行の決定及び契約並びにこれらの変更に関すること。
- (32) 予定賃貸借料の年額又は総額が300万円を超える物品の貸借決定及び契約並びにこれらの変更に関すること。
- (33) 1件300万円を超える物品の売却決定及び契約並びにこれらの変更に関すること。
- (34) 省略
- (35) 前8号に掲げる契約のほか、重要な契約に関すること。

別表第1号（第6条関係）

部 名	課 名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	1～15 省略	1～26 省略
		16 予定賃貸借料の年額又は総額が100万円以下の物品の貸借契約 <u>及び</u> その変更に関すること。	27 1件1,000万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。 ただし、1件50万円以下の
		17 1件3,000万	物件の調達契

- (27) 1件1億円を超える工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びに請負契約及びこれらの変更に関すること。
- (28) 1件3,000万円を超える物件の調達決定並びに契約及びその変更に関すること。
- (29) 予定賃貸借料の年額又は総額が300万円を超える物件の貸借決定及び契約に関すること。
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 前5号に掲げる契約のほか、重要な契約に関すること。

別表第1号（第6条関係）

部 名	課 名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	1～15 省略	1～26 省略
		16 予定賃貸借料の年額又は総額が100万円以下の物品の貸借契約に関すること。	27 1件1,000万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。

– 5 –

		経営企画課		1～2 省略		経営企画課		1～2 省略
		財務課	1～4 省略	1～19 省略		財務課	1～4 省略	1～19 省略
		技術部	浄水管理課	1 省略		技術部	浄水管理課	1 省略
				2 省略				2 1件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。
								2 給水量の査定に関すること。
								3 給水量の統計に関すること。
								4 受送配水作業等の統計に関すること。
								5 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。
		施設管理課		1～5 省略		施設管理課	1 1件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。	1～5 省略
				6 省略			6 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。	6 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。
								7 省略
		工務課	1 省略			工務課	1 省略	1 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託
								2 1件3,000万円以下の

					工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。	の検収並びに完成の認定に関すること。

別表第２号（第７条関係）		別表第２号（第７条関係）	
部長共通専決事項	課長共通専決事項	部長共通専決事項	課長共通専決事項
１～８　省略	１～１０　省略	１～８　省略	１～１０　省略
<u>９　要綱、要領その他これらに準じるものの軽易な改正に関すること。</u>	１１　輕易定例的な催物及び会議の開催決定に関すること。ただし、経費の支出を伴うものについては、総務部総務課長（以下「 <u>総務課長</u> 」という。）の合議を必要とする。	<u>９及び１０　省略</u>	１１　輕易定例的な催物及び会議の開催決定に関すること。ただし、経費の支出を伴うものについては、総務部総務課長の合議を必要とする。
<u>１０及び１１　省略</u>	１２　省略		１２　省略
<u>１２　１件１，０００万円以上の工事、修繕及び業務委託並びに１件１，０００万円以下の改良工事及び補助金（防災・安全交付金等を含む。）を活用する業務委託の設計変更の指示に関すること。</u>	１３　１件１，０００万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に關すること。ただし、 <u>総務課長</u> 及び総務部経営企画課長（以下「 <u>経営企画課長</u> 」という。）の合議を必要とする。		１３　１件１，０００万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその變更に關すること。ただし、 <u>総務部総務課長</u> （以下「 <u>総務課長</u> 」と <u>いう。</u> ）及び総務部経営企画課長（以下「 <u>経営企画課長</u> 」といふ。）の合議を必要とする。
<u>１３　１件３，０００万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収に関すること。</u>		<u>１１　省略</u>	
１４　省略			
<u>１５　１件３，０００万円以下の物件の検収に関するこ</u> <u>と。</u>	１４　１件１，０００万円以下の工事、修	<u>１２　省略</u>	
１６　省略			

	<u>17 1件3,000万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、総務部長の合議を必要とする。</u> <u>18 1件100万円以下の物品の売却決定及びその変更に関すること。</u> <u>19 省略</u>	<u>繕及び業務委託の設計変更の指示に関すること。ただし、改良工事及び補助金（防災・安全交付金等を含む。）を活用する業務委託を除く。</u> <u>15 工事、修繕及び業務委託の完成の認定に関すること。</u> <u>16 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収に関すること。</u> <u>17 1件1,000万円以下の物件の調達決定に関すること。ただし、1件50万円を超える物件の調達決定については、総務課長及び経営企画課長の合議を必要とする。</u> <u>18 1件50万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。</u> <u>19 1件1,000万円以下の物件の</u>	<u>13 省略</u>	<u>14 1件1,000万円以下の物件調達の執行の決定（第16号に規定するものを除く。）に関すること。ただし、総務課長及び経営企画課長の合議を必要とする。</u> <u>15 1件50万円以下の物件の調達契約及びその変更（第16号に規定するものを除く。）に関すること。</u>
--	---	---	---------------------	---

	<u>検収に関するこ と。</u> <u>20</u> 予定賃貸借料 の年額又は総額 が30万以下の物 品の賃借決定に 関すること。た だし、<u>総務課長 及び経営企画課 長の合議を必要 とする。</u> <u>21</u> 1件1,000万円 以下の物品の購 入（<u>貯蔵品及び 固定資産の購入 に係るものを除 く。</u>）及び修繕 に係る執行の決 定に関するこ と。ただし、<u>1 件50万円を超え る物品の購入及 び修繕に係る執 行の決定につい ては、総務課長 及び経営企画課 長の合議を必要 とする。</u> <u>22</u> 省略 <u>23</u> <u>1件30万円以 下の物品の売却 決定及びその変 更に関するこ と。</u> <u>24～26</u> 省略		<u>16</u> 予定賃貸借料 の年額又は総額 が30万以下の物 品の賃借決定に 関すること。た だし、経営企画 課長の合議を必 要とする。 <u>17</u> 1件1,000万円 以下の物品の購 入及び修繕に係 る執行の決定に 関すること。た だし、<u>貯蔵品及 び固定資産の購 入に係るものを 除く。</u> <u>18</u> 省略 <u>19～21</u> 省略
別表第3号（第8条関係）		別表第3号（第8条関係）	
場長及び所長専決事項		場長及び所長専決事項	
1～8 省略		1～8 省略	

9 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する事。ただし、総務課長及び経営企画課長の合議を必要とする。 10 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の設計変更の指示に関する事。ただし、改良工事及び補助金（防災・安全交付金等を含む。）を活用する業務委託を除く。 11 工事、修繕及び業務委託の完成の認定に関する事。 12 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収に関する事。 13 省略 14 1件1,000万円以下の物件の調達決定に関する事。ただし、1件50万円を超える物件の調達決定については、総務課長及び経営企画課長の合議を必要とする。 15 1件50万円以下の物件の調達契約及びその変更に関する事。 16 1件1,000万円以下の物件の検収に関する事。 17 予定賃貸借料の年額又は総額が30万円以下の物品の貸借決定に関する事。ただし、総務課長及び経営企画課長の合議を必要とする。 18 1件1,000万円以下の物品の購入（貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。）及び修繕に係る執行の決定に関する事。ただし、1件50万円を超える物品の購入及び修繕に係る執行の決定については、総務課長及び経営企画課長の合議を	9 1件1,000万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する事。ただし、総務課長及び経営企画課長の合議を必要とする。 10 1件1,000万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する事。 11 省略 12 1件1,000万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関する事。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。
---	--

<u>必要とする。</u> <u>19 省略</u> <u>20 1件30万円以下の物品の売却決定及びその変更に関すること。</u> <u>21及び22 省略</u> <u>23 受送配水の連絡調整及び作業等の統計に関すること。ただし、技術部送水センター（以下「送水センター」という。）に限る。</u> <u>24 給水量の査定及び統計に関すること。ただし、送水センターに限る。</u> <u>25 その他前各号に準ずる事項に関すること。</u>	<u>13 省略</u> <u>14及び15 省略</u>
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第6号

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月24日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（出納事務の委任） 第5条 企業長は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。 (1) 省略 (2) <u>第41条に規定する口座振替の依頼を行うこと。</u> (3) <u>第43条の2に規定する自動口座引き落としの申込みを行うこと。</u>	（出納事務の委任） 第5条 企業長は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。 (1) 省略 (2) <u>口座振替依頼書を発行すること。</u>

(4)～(9) 省略

(口座振替)

第41条 企業出納員は、次に掲げる場合において、口座振替（都度、出納取扱金融機関に対し送金を依頼することにより支出する方法をいう。以下同じ。）の方法により支出をすることができる。

(1)～(4) 省略

2 省略

(自動口座引落による支出)

第43条の2 企業出納員は、次に掲げる経費について、自動口座引落（あらかじめ債権者に対し定期的かつ自動的に口座振替を行う旨の申込みをし、これに基づいて出納取扱金融機関が送金をすることにより支出する方法をいう。）の方法により支出をすることができる。

(1) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約及びこれに類する契約に基づき支払をする経費

(2) 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費

(3) 放送の受信についての契約に基づき支払をする経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、企業出納員が認めるもの

(3)～(8) 省略

(口座振替)

第41条 企業出納員は、次に掲げる場合に限り、出納取扱金融機関に送金の手続きをさせることができる。

(1)～(4) 省略

2 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和8年7月1日から適用する。

◇告

示◇

阪神水道企業団告示第20号

令和8年第1回阪神水道企業団議会臨時会を令和8年8月7日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和8年7月24日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

記

付議事件

- 正副議長の選挙
- 議会運営委員会委員の選任について
- 令和7年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告について
- 監査委員選任について
- 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
- 阪神水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について
- 閉会中の継続審査について

阪神水道企業団告示第21号

令和8年第1回阪神水道企業団議会臨時会において報告された令和7年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告については、次のとおりである。

令和8年8月7日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

令和7年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款 項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越入限年度額	説明
					企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
資本的支出	浄水施設整備事業	3,051,220,000	2,625,921,177	73,510,000	0	0	73,510,000	351,788,823	0	工程の見直し等
	建設改良費	9,984,818,000	3,405,696,255	6,197,462,000	3,182,000,000	520,274,000	2,495,188,000	381,659,745	0	工程の見直し等
	営業施設整備事業	1,054,218,000	773,782,896	154,275,000	0	0	154,275,000	126,160,104	0	工程の見直し等
	計	14,090,256,000	6,805,400,328	6,425,247,000	3,182,000,000	520,274,000	2,722,973,000	859,608,672	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款 項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越入限年度額	説明
					企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
水道事業費用	浄水事業	3,811,826,000	3,294,524,883	70,723,000	0	0	70,723,000	446,578,117	0	浄水事業の修繕工事において、予期せぬ装置の破損が判明し、一時的に施工を中断したことにより、年度内での完了が困難となったため。
	計	3,811,826,000	3,294,524,883	70,723,000	0	0	70,723,000	446,578,117	0	

阪神水道企業団告示第22号

下記の者を、阪神水道企業団監査委員に選任した。

令和8年8月7日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

記

山 口 由 美
福 島 さとり

阪神水道企業団告示第23号

令和8年第1回阪神水道企業団議会臨時会において議決された、令和8年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和8年8月7日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

予算第3号

令和8年度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第1条 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額 △ 減)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	22,070,085 千円	413,209 千円	22,483,294 千円
第3項 特別利益	1 千円	413,209 千円	413,210 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	19,383,358 千円	27,124 千円	19,410,482 千円
第3項 特別損失	5 千円	27,124 千円	27,129 千円

◇監査公表◇

監公第 3 号
令和8年8月7日

阪神水道企業団監査委員 山 口 由 美
同 福 島 さとり

監査公表

地方自治法第198条の4第1項の規定に基づき策定した阪神水道企業団監査基準を変更したので、同条第4項の規定により準用する同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

阪神水道企業団監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 一般基準（第5条～第11条）
- 第3章 実施基準（第12条～第19条）
- 第4章 報告基準（第20条～第24条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 阪神水道企業団監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第7号までの監査（以下「監査」という。）、同項第8号の検査（以下「検査」という。）及び同項第9号から第12号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

（規範性）

第2条 本基準は法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、本基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

（監査等の目的）

第3条 監査等の目的は、阪神水道企業団の事業運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と信頼確保に資することである。

- 2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第21条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び企業長等に提出する。

(監査等の種類及びそれぞれの目的)

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - (2) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - (3) 企業長の要求に基づく監査（法第199条第6項） 企業長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - (4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
 - (5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（公企法第27条の2第1項） 監査委員が必要と認めるとき、又は企業長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること
 - (6) 住民監査請求に基づく監査（法第242条） 住民が、企業団の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること
 - (7) 企業長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（公企法第34条） 企業長の要求に基づき職員が企業団に損害を与えた事実があるか監査すること
 - (8) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項） 企業出納員等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
 - (9) 決算審査（公企法第30条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
 - (10) 基金の運用状況審査（法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
 - (11) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項） 資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
 - (12) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項） 企業長が作成した内部統制評価報告書について、企業長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定例監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。
- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法

令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第3条の目的を果たすため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

なお、その場合のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(報告の徴取)

第8条 監査委員は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、企業長に対して報告を求めることができる。

(監査調書等の作成及び保存)

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(情報管理)

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うものとする。

(品質管理)

第11条 監査委員は、本基準にのっとりその職務を遂行するに当たり求められる質

を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。

- 2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。
- 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。
- 4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準にのっとりて遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第13条 監査委員は、企業団を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

- 2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。
- 3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
 - (2) 監査等の対象別実施予定時期
 - (3) 監査等の実施体制
 - (4) その他必要と認める事項
- 4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 監査等の種類
 - (2) 監査等の対象
 - (3) 監査等の着眼点
 - (4) 監査等の主な実施手続
 - (5) 監査等の実施場所及び日程
 - (6) 監査等の担当者及び事務分担
 - (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第15条 監査委員は十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任、他者情報の利活用及び調整)

第18条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、監査専門委員、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

3 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

4 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責

任において利用するものとする。

- 5 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

- 第19条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

- 第20条 監査委員は、監査（第4条第1項第6号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び企業長へ提出するものとする。

なお、監査（第4条第1項第5号から第7号の監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

- 2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を企業長に提出するものとする。

- 3 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第21条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めてい

ること

- (3) 企業長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
 - (4) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
 - (5) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること
 - (6) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること
 - (7) 企業長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること
 - (8) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、企業出納員等の現金の出納事務が正確に行われていること
 - (9) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
 - (10) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、企業長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
 - (11) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
 - (12) 内部統制評価報告書審査 企業長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、企業長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い、審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は、相当であること
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった

当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、企業長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、審査意見においてその内容を記載するものとする。
- 6 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

（監査委員の合議）

第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第4号まで及び第7号に定める監査結果
 - (2) 第4条第1項第6号に定める監査及び勧告
 - (3) 第4条第1項第9号から第12号までに定める審査意見
 - (4) 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の40第4項）
 - (5) 企業長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の41第4項）
 - (6) 企業長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の42第4項）
 - (7) 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第252条の43第3項及び第8項）
 - (8) 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第252条の43第5項）
- 2 監査委員は、監査（第4条第1項第1号から第4号までに定める監査に限る。）の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び企業長等に提出するとともに公表するものとする。

（監査等の結果に関する報告等の公表）

第23条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第4条第1項第1号から第4号及び第6号について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、第4条第1項第6号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は企業長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附 則

本基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、令和8年8月7日から施行する。